年報　タイ研究　No.11，2011　21－45.

【論 文】2

ムン連合シプソンパンナーにおけるムンツェンフンから見た諸ムンの位置づけ

Ranking the Moengs by Moeng Cheng Hung, the Capital Moeng in Sipsongpanna

加　藤　久美子*
KATO Kumiko

Tai premodern states, which were located in present-day Thailand, Laos, Shan States in Myanmar, Southwestern China, or Northwestern Vietnam, consisted of several principalities or autonomous political units called moeng or muang. The power relationship among the principalities and the capital moeng can be understood by discussing how the capital moeng ranked the principalities politically and ritually.

This paper analyzes Sipsongpanna as a case of Tai premodern states. It was located in the southernmost area of Yunnan and became a part of China after the Chinese Communist Liberation in 1950. Some of the principalities in Sipsongpanna were given official titles as governors by the Qing Dynasty in the first half of the eighteenth century. This paper uses, as sources of information, Tai manuscripts written in “Tham” letters as well as the reports of the investigations conducted in the 1950s for land reform.

Analyses show that the principalities given high titles by Moeng Cheng Hung, the capital moeng of Sipsongpanna, were divided into two categories:

1. old and autonomous principalities that appeared by the first half of the fifteenth century in Cheng Hung Chronicle—most of these were ranked relatively low in the accession ceremony and parades for the king
2. principalities that were rarely referred to in Cheng Hung Chronicle before the eighteenth century, when the Qing Dynasty bestowed upon them the highest title of indigenous rulers (except Moeng Cheng Hung) in Sipsongpanna—most of these were ranked relatively high in the accession ceremony and parades for the king

The appointment of indigenous rulers with different official titles in the first half of the eighteenth century by the Qing Dynasty may have significantly affected the power relationship among the principalities. Both Moeng Cheng Hung and the other principalities attempted to use this to their own advantage.

1．はじめに

シプソンパンナーは、現在の中華人民共和国雲南省南部のラオス、ミャンマー（ビルマ）との国境地帯に、メコン河の東西に広がって1950年まで存在したタイTai族[1]の政治統合であり（図－１）、ムン[2]と呼ばれる小国の連合体であった（図－２）。かつてのシプソンパンナーのほとんどの地域は、現在の中華人民共和国雲南省の西双版納傣族自治州となっているが、そのうち約95パーセントが山地で、約５パーセントが盆地であるという［劉（他、編）1990：４，６－８］。シプソンパンナーの各ムンは、基本的に一つの盆地の範囲を中心になりたっていた。この地では、1950年の中国人民解放軍による「解放」後、1956年には「和平協商土地改革」が行われ、シプ

*名古屋大学大学院文学研究科

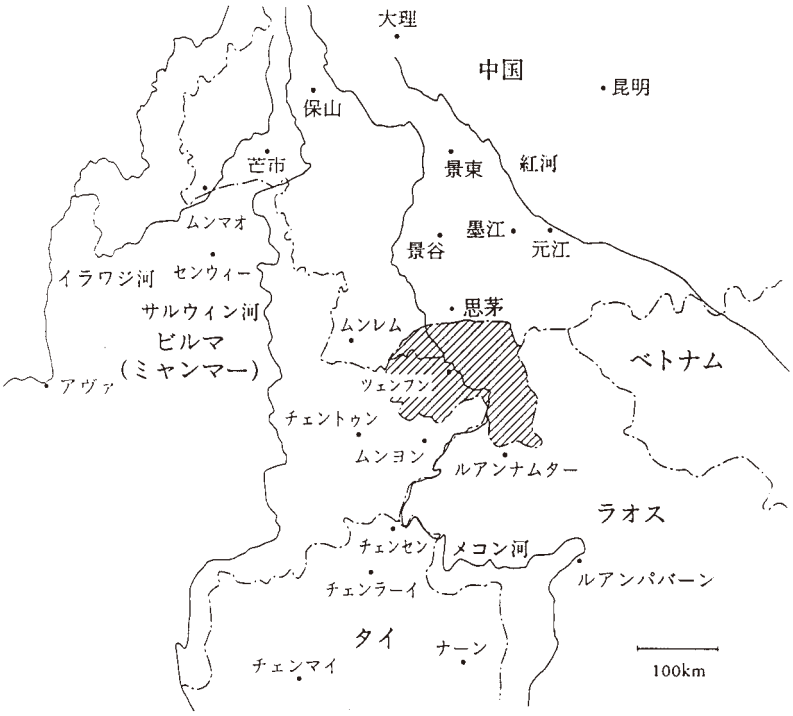

斜線部は、現在の西双版納傣族自治州

図-1　シプソンパンナー周辺図

ソンパンナーのタイ族が形成してきた政治社会制度が廃止された。

筆者はこれまで、東南アジア前近代国家あるいはタイ族前近代国家の一つとして、シプソンパンナーがどのような性格をもった政治統合であったかということに関心を持ち、それを明らかにしたいと考えてきた。具体的には、王[3]の直轄ムンであり、シプソンパンナーの中心ムンと言えるムンツェンフン政権の性格を議論し［加藤1991, 1994, 2000：113-241, 2007］、一方で、各ムン政権の耕地や農民の把握のしかたを比較し、諸ムンが相互にどのように異なっていたかを考察した［加藤1999a, 2000：67-109；KATO 1994］。また、ムン連合としてのシプソンパンナーの成立と展開を、タイ語[4]で書かれた王統年代記を主な史料として概観し、各ムンがシプソンパンナーの歴史の中で、相互にどのような関係にあったかについても考えた［加藤2000：26-65］。

本稿では、それらの成果をふまえ、シプソンパンナーの政治社会制度が廃止される前の状況を示すタイ語写本[5]を主な史料として、シプソンパンナーにおいてムンツェンフンの王権がどのムンを上位に位置づけていたか、それはそれぞれどのような側面においてであったか、および、そのムンをそのように位置づけるに至った理由としてはどんなことが想定できるか、について考察することを目的とする。

ムンツェンフンによる各ムンの位置づけは、単にムンツェンフンの他ムンに対する政策や各ムン

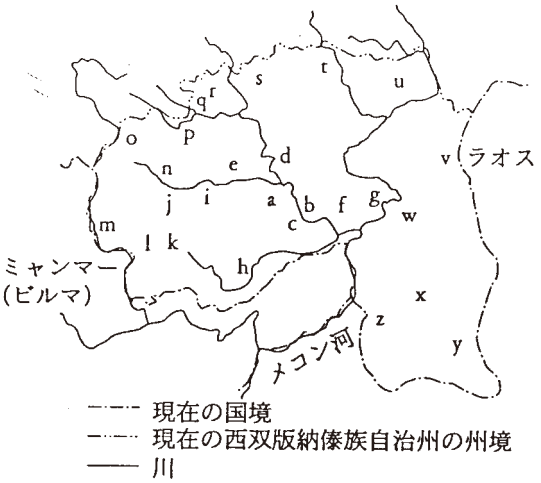

ツェンフン	a	ムンツェー	n
ムンハム	b	ムンマーン	o
ツェンハー	c	ムンガート	p
ムンヤーンノイ	d	ムンハーン	q
ムンスーン	e	ムンワン	r
ムンホン	f	ツェンヌー	s
ムンヌン	g	ムンヒン	t
ムンロン	h	ムンバーン	u
ムンハーイ	i	ツェントン	v
ツェンツン	j	ムンヘム	w
ムンフン	k	ムンウェン	x
ムンパーン	l	ムンラー	y
ツェンロー	m	ムンプン	z

図-2　シプソンパンナーの主なムンの分布

の実際の力関係のみで決まってくるものではない。なぜなら、シプソンパンナーは中国王朝やビルマ王朝といった外部権力の間接支配を受けていたからである（2参照）。ムンツェンフンが外部権力、中でも中国王朝から、シプソンパンナー全体の支配者としての認証を受けることによってその権力を強化することができたことは、これまでも指摘されている［馬場1984：47-48など］[6]。そして外部権力が、正にその同じ体系の中で他のムンにも地方支配者としての職を与えた場合、ムンツェンフンはそれを無視して独自の内部論理のみで諸ムンの位置づけをすることはできないだろう。逆に、ムンツェンフンやその他のムンが、中国から与えられた秩序を利用して、自らの力を伸ばそうとする可能性もある。また、他のムン同士の関係も、外部権力がそれぞれに与えた職位に差があれば、それに影響される可能性は大いにある［長谷川1982：136］[7]。

本稿では、ムンツェンフンによる他ムンの格付けを見ることを通して、ムンツェンフンやシプソンパンナー内のその他の有力ムンが、外部権力による働きかけ、特に中国王朝からの土司職[8]授与にどう対応していったのかについても考えたい。それは、他の、より南に位置するタイ族前近代国家とは違い、東南アジア的国家の一つでありながら東アジア的秩序の影響も受けるというシプソンパンナーの特殊性を考えることでもあり、東南アジア世界と東アジア世界とが重なる部分の歴史を議論するための手掛かりとなりうるだろう。

2．シプソンパンナー史概観

さて、考察の前提として、まずシプソンパンナーの歴史を概観しておこう（図-2参照）［加藤2000：27-55］。

ムンツェンフンの年代記[9]によると、13世紀にはムンツェンフンはその西側の地域に勢力を拡大しはじめた。1296年中国元朝によりこの地に徹里軍民総管府がたてられて以後は、中国側史料にもシプソンパンナー地域の記述が現れるようになる。1384年あるいは1386年には明により車里軍民宣慰使司が置かれ、ムンツェンフンの王が宣慰使に任命されるようになる。

14世紀終わりに即位したターオ・セーダーカムは、息子たちをメコン東岸のムンプンとムンヒンに分封し、甥（弟とムンレム[10]の王女の間の子）の

スーロンファーにメコン西岸のムンフン、ムンハーイ、ムンガートあるいはムンツェー（もしくはその両者）を治めさせた。スーロンファーはさらに北はムンメーン（普洱）まで影響力を伸ばした。

15世紀初めのターオ・キームン王の追放・殺害後の王位争いののち、シプソンパンナー地域は、スーロンファーにより、ムンレムの援軍を受けて統一される。スーロンファーは、メコン西岸は1950年代のシプソンパンナーの領域にほぼ匹敵する地域を、メコン東岸もある程度は、その影響域に入れた。つまり、この時期、ムンツェンフンの影響域は一気に広がったと考えられる。

スーロンファーの死後、1457年にはターオ・キームンの息子のサームポールータイが即位したが、スーロンファーの息子たちおよびラーンナー（現在の北部タイの勢力）からの援軍と、ムンツェンフン、ムンツェー、チェントゥン（図－1参照）との間で戦争がおこった。

16世紀後半になると、シプソンパンナー地域はビルマのタウングー朝に攻撃され、タウングー朝に従うことになる。1569年に即位したターオ・インムンはタウングー朝の王女を妃にし、里帰りに持たせる貢納品を集める単位として12のパンナー[11]を定めた。この時以降19世紀まで、シプソンパンナーは、中国ばかりでなくビルマの間接統治下にも置かれることになる。

1720年代終わりからは、中国清朝がシプソンパンナーに対する影響を強めだす。清朝はメコン東岸に対して改土帰流[12]をおこない、それに対して起こった反乱に与しなかったムンに新たに土司職を与えた[13]。

19世紀に入ると、ラーンナーのカーウィラ朝勢力が、シプソンパンナーとその周辺から多くの人をラーンナーの地に移住させ、特にムンツェンフンのあたりは荒廃してしまった。その後も19世紀の終わりまで王位継承争いが繰り返されるが、メコン西岸の諸ムンとメコン東岸の諸ムンとが、それぞれまとまって別の人物を王に推すという例がたびたび見られるようになる。

1908年にムンハーイの支配者の継承争いが起こると、ムンツェンフンとムンツェーが別々の勢力に味方をして戦争が起こった。ムンツェンフンは国民党の柯樹勲に援助を求めて1911年に勝利するが、それは柯樹勲勢力を引き込む結果となり、柯樹勲を総局長とする普思沿辺行政総局が1912年に成立し、ムンツェンフン勢力とともにシプソンパンナーを共同支配することになった。1927年には中国側はシプソンパンナーに県を設置し、1941年には国民党軍が入ってくるが、ムンツェンフンの王を初めとする、タイ族の支配者たちの支配は維持されていた。1950年には中国人民解放軍が入ってきて「和平協商土地改革」の準備がなされ、1956年にはそれまでの支配体制が廃止されて、シプソンパンナー地域は完全に中華人民共和国の一部となった。

以上が、シプソンパンナー史の概観である。本稿の以下の考察においては、それぞれのムンの歴史的背景を、このような歴史的流れの中に位置づけていきたい。

3．史料について

さて、シプソンパンナーがどのような性格をもった政治統合であったかを問題にしたこれまでの研究のほとんどは、筆者の研究を含めて、水利灌漑、土地制度、政治社会組織といった面からア

プローチしてきた。そしてまた、それらのほとんどは、「土地改革」に備えて1950年代におこなわれた実地調査で得られた情報[14]に基づいて議論をしている[15]。

しかし、シプソンパンナーの性格を考えるために用いることのできるもう一つの史料として、シプソンパンナーのタイ族自身がタイ語をタム文字[16]で書き表した写本がある。これら写本の内容は、一部、上記の実地調査報告書などに中国語訳が掲載されているものがあるが、タイ語が漢語表記されていて原語と対照できないために、それだけを史料として研究に使うことは難しかった。また、1980年代後半以降、タイ語写本の中国語訳とその原文を書き写したものが添付された書籍が出版されているが、神話・伝承や薬学書、王統年代記など、シプソンパンナーという政治統合の性格を議論するための史料としては直接利用できないものがほとんどであった。

そのような状況の中、筆者は、シプソンパンナーがどのような政治統合であったかを示す内容を持つ、二種類のタイ語写本のコピーを入手することができた。どちらもタイ国の研究者、ルチャヤー・アパコーン มรว. รุจยา อาภากร氏が中国でコピーされた[17]ものを、筆者がさらにコピーさせていただいたものである。本稿では、それらのタイ語写本の内容を主な史料として用いたい[18]。

さて、以下、それら二種類の写本を便宜上A, Bと呼んで説明を加えていきたい。

Aは、誰がいつ筆写したかはわからない。ただ、表紙に、タム文字ではあるが、1から11まで番号を振った上で内容を箇条書きしたページがあるところから判断すると、この写本自体が筆写された年代としては、早くても、タイ族の王族・貴族の子弟が近代的教育を受ける機会を得て以降のもの、すなわち中華民国の勢力がシプソンパンナーに入ってきた1912年よりは後だと考えられる。また、その内容は、シプソンパンナーという政治統合が存在していた時代のものであることは確かである。コピーが等倍でおこなわれたとすると、縦約26センチメートル、横約23センチメートルの大きさの線装本である。

Bは、オリジナルは、西双版納傣族自治州政治協商会議が所蔵している。表紙に貼られた紙には「政協西双版納傣族自治州委員会歴史文物研究室」の印があり、内容が箇条書きされている。これを1994年に刀世勲氏[19]がコピーして昆明へ持ちかえった[20]ものである。縦約32センチメートル、横約28センチメートルの大きさの線装本である。

このBの写本については、筆写した人がわかっている。ツァオパヤー・ヤーナウォンという人物[21]で、ノントゥム村出身で結婚して妻の村のカーンツェン村[22]に移り住み、小暦1283年（1921年）8月白分8日、36歳の時にクン・ヘーク（書記）になったと、写本の裏表紙には記載がある。

以下、それら二種類の写本の内容の概要を記しておく。

Aの内容

1）王の即位儀礼について（日時の選び方、何を誰が用意するか、何を誰がするか、どのように進めるかなど、王からどのような欽賜名・称号を授与されると王に何を納めなくてはならないか、欽賜名・称号授与書の書式）

2）王田について（どこに何という名の田がどれだけあり、どの村が耕作を担当し、どれだけ

の米を王に納めるかなど）

3）パンナー（後述）ごとの貢納品の種類と数

4）特定の村から王へ、毎年何をどれだけ貢納するか。

5）入安居・出安居・新年の行事について（行列に、誰が何を用意し何を持ってどの順番で並ぶか、その際に各ムンに与えられる称号と納めるトンドーク[23]の重さ、それに付ける銀の重さなど。）

Bの内容

表紙に貼った紙に書かれている項目は5つで、以下のようである[24]。

1） ツァオペンディン（王）の子の名前

2） ツァオホームン[25]（ムンの支配者）の名前

3） ホームンがムンを受けとる時の慣習

4） 誓いの飲水

5） 欽賜名[26] 下賜

本稿では、これら写本および『調査報告』[27]中に中国語訳されているタイ語写本の内容のうち、王の直轄国であるムンツェンフンによるシプソンパンナー内の諸ムンの格付けが示されている部分について考察を加える[28]。

まずどのような場に諸ムンの位置づけの差が表れているかを、具体的に確認しておこう。表-1は、写本A・Bおよび『調査報告』中に現れる、諸ムンの序列・位置づけに関わる情報を整理したものである[29]。その中で、端的に諸ムンの序列を表すと言えるのが、入安居・出安居・新年などの際に、ムンツェンフンからムンに与えられる称号の上下であるので、まずは4でそれについて考えることにする[30]。

写本Aの最初の記事、王の即位儀礼に関しては、新王に水をかけて祝福する儀式があるが[31]、その順番にはムンの序列が表れていると言える。初めのうちに水をかけるのは、順に、サーオ・ケオとバーオ・ケオというこの儀式のために選びだされた若い男女[32]、僧侶、バラモンであり、つぎに神的存在や神話上の動物に扮したものたちが続き、王の親戚、四大大臣（シーハツン）のうちの筆頭大臣、そして四大大臣の残りの三人が水をかけたあとに、パンナーの順番が来る。パンナーとは、一つあるいは複数のムンからなる貢納などの単位である。どのムンがどのパンナーに含まれているか、そしてそのパンナーが何番目に水をかけることになっているかを見れば、この場合のムンの順位がわかる[33]。

写本Aの中のもう一つの大きな記事である入安居・出安居・新年[34]の行事については、4で検討する予定の、各ムンに与えられる称号と納めるトンドークについての他に、王の行列にどのムンが何を用意し何を持ってどの順番で並ぶかについても書かれている[35]。用意するものや持つものの違いからムンの序列を厳密に読み取ることは難しいが、行列に並ぶ順番は端的にムンの順位を表しているものと言えるだろう[36]。

一方、『調査報告』には、タイ語の写本[37]からサナーム[38]・ノークに出席する際の席次を訳して写した部分もある。サナーム・ノークは、大臣や各ムンの代表が集まりシプソンパンナー全体のことを議論する議会のことである。図として書かれていないため席次を判断するのは困難だが、出席するムンを見ることで、どのムンが重要とされていたかがわかる[39]［歴3：59-60］。

5・6・7では、これらからわかるムンの位置づ

けを、4で見たうち上位の称号が与えられているムンについて確認し、ムンの規模や歴史などと考え合わせて、なぜそのような位置づけがなされるに至ったのかについて考察したい。

なお、本来なら、それぞれの事例がどの年代のことであるかを明らかにした上で、その年代における諸ムンそれぞれの位置づけの議論をし、さらに年代の推移によるその変化を追っていくべきである。しかし今のところ、ほとんどの事例は、そのような序列・位置づけが実際に儀礼・政治においてなされていた年代を確定することが不可能である。ただ、写本AもBも、『調査報告』中で訳されている写本も、1950年代にシプソンパンナーに存在していたものである。一方、『調査報告』中の聞き取りの記録は、調査当時の1950年代における事実・認識を指している。本稿では、これらの記録を1950年代かその少し前にあった同時代的な状況を表すものと仮定して、議論を進めることにする。

4．ムンツェンフンから諸ムンに与えられる称号

(1) 写本Aの事例

写本Aの中でムンに与えられる称号について書いてある部分[40]を見ると、そこに現れる称号はツァーとそれより一級下のセン[41]のみである。

諸ムンの中でツァーを与えられるのは、ムンラー（拉）[42]とムンツェーの二つのムンのみである（表-2）ことから、この場合はムンラー（拉）とムンツェーだけ、他のムンより格上とされていることがわかる。王に納めなければならないトンドークの重さも、センを与えられる場合が1キンなのに対し、1パン（3.3キン）と3倍以上重い[43]。

一方、センを与えられるのは、ムンロン、ムンラー、ムンプン、ムンツェントン、ムンフン、ムンマーン、ムンウーヌー、ムンハム、ムンハーイの九つのムンであり（表-2）、納めなければならないトンドークもすべて1キンである。

ムンツェンツン、ムンガート、ムンハーン、ムンワン、ムンヌーン、ムンバーンBaang[44]、ムンウータイは、与えられる称号は明記されていないが、もし称号を与えられた場合はクン・パウェニー[45]と数えられるとして、それ以外のムンと区別されている（表-2）。

(2) 写本Bの事例

一方、写本Bにも、「入安居にホームンに称号[46]を与える」という部分がある。ツァーとセンの2種類の称号しか現れないこと、王に納めなければならないトンドークの重さがツァーの場合1パン、センの場合1キンであるのは、写本Aの場合と同じである。しかし、ツァーを与えられるムンの数は、写本Aよりも多い。書かれ方としては、全部で18のムンについて、ツァーのムン一つとセンのムン一つが一行に書かれ、それが繰り返される。あたかもツァーとセンが一つずつで1セットであるかのようである。

ツァーを与えられるのは、ムンツェー、ムンフン、ムンマーン、ムンラー、ムンロン、ムンツェントン、ムンハム、ムンプン、ムンラー（拉）である。写本Aでツァーを与えられることになっていたムンツェー、ムンラー（拉）以外に、七つのムンが挙げられている。それらは、写本Aでは、センを与えられることになっているものである

表－1

ムンの名	王の即位儀礼で、ホードゥーの南側の壁をつくる（他の村と一緒に）（写本A）	王の即位儀礼のためにホーツァイを作る（写本A）	王の即位儀礼の水かけ（写本A）	王の即位儀礼の水かけのパンナー（写本A）	王の即位儀礼の輿担ぎ（写本A）	ムンツェンフンへの貢納品：金・銀メッキの刀以外のもの（写本A）	ツァオ・ホームンの名（写本B）	ツァオムンの名［歴3：37-38］	入安居にホー・ムンに与えられる称号（写本B）
ムンラー（拉）			パンナーの中で1番目	ムンラー・ムンワン		（ムンワンと共に）ラムマイーの衣（一着）と金のコーサイの布一枚	ツァオモム・オンハム	ツァオ・オンハム	ツァー
ムンワン			パンナーの中で1番目	ムンラー・ムンワン		（ムンラー拉と共に）ラムマイーの衣（一着）と金のコーサイの布一枚		名前なし	セン
ムンツェー			パンナーの中で2番目	パンナー・ムンツェー		金の冠1つ		ツァオトンパボムマウォンサー	ツァー
ムンラー			パンナーの中で3番目	パンナー・ムンラー・ムンバーン		（ムンバーンBaan伴と共に）金の靴一足		ツァオトン・パナムマウォンサー	ツァー
ムンバーンBaan			パンナーの中で3番目	パンナー・ムンラー・ムンバーン		（ムンラーと共に）金の靴一足	パヤーロン・カンタウォン	パヤーロン・カンタウォン	セン
ムンツェントン			パンナーの中で4番目	パンナー・ツェントン・ボーラー・イーパン		（ロントゥー・ボーラー・イグーと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本	ツァオトン・パブッタ・ボムマウォンサー・シンワンナ・ラーツァー	ツァオトン・パブッタ・ボムマウォンサー	ツァー
イーパン			パンナーの中で4番目	パンナー・ツェントン・ボーラー・イーパン					
ボーラー			パンナーの中で4番目	パンナー・ツェントン・ボーラー・イーパン		（ロントゥー・ツェントン・イグーと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本			
ムンロン			パンナーの中で5番目	パンナー・ムンロン		（パンナー・ムンロン）3列のパタムハークという宝石で装飾されているサリーカンチャイの刀一振り	ツァオトン・パラーツァーウォンサー・シリテートマンカラーチャー	ツァオトン・パラーツァウォンサー？	ツァー
ムンハーイ		パンナー・バーオツァーイ	パンナーの中で6番目	パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ	（ツェンツン・ムンガートと共に）一重の白いチャットひと組と金のクンをひと組	ツァオパヤー・センロン・ボムウォンサー・シリテート・ツァイヤラーツァー	ツァオパヤー・センロン・ボムマウォンサー	セン
ツェンツン		パンナー・バーオツァーイ	パンナーの中で6番目	パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ	（ツェンツン・ムンガートと共に）一重の白いチャットひと組と金のクンをひと組		ツァオモムハーナイ	セン
ムンガート		パンナー・バーオツァーイ	パンナーの中で6番目	パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ	（ツェンツン・ムンガートと共に）一重の白いチャットひと組と金のクンをひと組	ツァオパヤー・センロン・ラーツァウォンサー・シリテート・ツァンタラーツァー	ツァオパヤー・センロン・ラーツァウォンサー	セン
ウーヌー（ムンウー）			パンナーの中で7番目	パンナー・ウーヌー・ウータイ		（ウータイと共に）Phaa laa 一組、Khoomuu naaraay 一組			
ウータイ			パンナーの中で7番目	パンナー・ウーヌー・ウータイ		（ウーヌーと共に）Phaa laa 一組、Khoomuu naaraay 一組			
ムンプン			パンナーの中で8番目	パンナー・ムンプン・ムンヨン		（ムンヨンと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本		ツァオモム・マハーツァイ	ツァー
ムンヨン			パンナーの中で8番目	パンナー・ムンプン・ムンヨン		（ムンプンと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本			
ムンフン	ムンフンのバーンベン		パンナーの中で9番目	パンナー・ムンフン・ムンバーン		（ムンバーンと共に）三重の白い傘（チャット）ひと組、傘の一重につき、金の菩提樹の葉12枚で装飾したもの		ツァオモム・コンハン？	ツァー
ムンバーン			パンナーの中で9番目	パンナー・ムンフン・ムンバーン		（ムンフンと共に）三重の白い傘（チャット）ひと組、傘の一重につき、金の菩提樹の葉12枚で装飾したもの		名前なし	
ムンツェンフン			パンナーの中で10番目	パンナー・ツェンフン・ムンハム		（ムンハム・ムンヌーンと共に）ngaang daam ngaa一組、金のwitaam　一組、金のkhoon sae tha 一組、thaa hang　一組			
ムンハム	ムンハムのバーンドンドゥー		パンナーの中で10番目	パンナー・ツェンフン・ムンハム		（ツェンフン・ムンハムと共に）ngaang daam ngaa一組、金のwitaam　一組、金のkhoon sae tha 一組、thaa hang　一組	ツァオモム・ツォーティブット・アリヤウォンサ・ラーツァー	名前なし	ツァー
ムンヒン			パンナーの中で11番目	パンナー・ムンヒン・ムンバーン		（ムンバーンngと共に）金の chalawy を一個、25列の宝石で装飾したもの			
ムンバーンBaang			パンナーの中で11番目	パンナー・ムンヒン・ムンバーン		（ムンヒンと共に）金の chalawy を一個、25列の宝石で装飾したもの	ツァオセンムン・ツァオマハーツァイ	ツァオモム・マハーツァイ	セン
ツェンロー			パンナーの中で12番目	パンナー・ツェンロー・ムンマーン		（ムンマーン・ラーンヌーと共に）パオの団扇ひと組、プーの団扇ひと組、チャーモンひと組、（ヤク？のしっぽの毛からつくったセー）	ツァオトン・パボムマウォンサー	ツァオトン・パボムマウォンサー	セン
ムンマーン			パンナーの中で12番目	パンナー・ツェンロー・ムンマーン		（ツェンロー・ラーンヌーと共に）パオの団扇ひと組、プーの団扇ひと組、チャーモンひと組（ヤク？のしっぽの毛からつくったセー）		ツァオトン・パツァイヤウォンサー	ツァー
ムンヘム		パンナー・バーオツァーイ		パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ？		ツァオワンナウォンサー	ツァオワンナウォンサー	セン
ムンウェン		パンナー・バーオツァーイ		パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ？		ツァオワンナウォンサー	ツァオワンナウォンサー	
ムンヤーン		パンナー・バーオツァーイ		パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ？			ツァオモム・トー（脱）ナウォン	
ムンホン		パンナー・バーオツァーイ		パンナー・バーオツァーイ	パンナー・バーオツァーイ？			パヤーロン・プムマー	
ロントゥー						（ツェントン・ボーラー・イグーと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本			
イグー						（ロントゥー・ツェントン・ボーラーと共に）金のケンの槍6本と銀のケンの槍6本			
ラーンヌー						（ツェンロー・ムンマーンと共に）パオの団扇ひと組、プーの団扇ひと組、チャーモンひと組（ヤク？のしっぽの毛からつくったセー）			
ムンヌーン						（ツェンフン・ムンハムと共に）ngaang daam ngaa一組、金のwitaam　一組、金のkhoon sae tha 一組、thaa hang　一組	ツァオトン・パチャイヤウォンサー	ツァオトン・パチャイヤウォンサー	セン
ムンハーン							パヤーロン・ボムマウォンサー・マンカラ・ラーツァー	パヤーロン・ボムマウォンサー	
ムンスーン								パヤーロン・ヤンタウォン、パヤーロン・バーンチン、パヤーウォン・インタウォン？	

議事庭が入安居・出安居に各ムンに委任するツァー、セン級の頭人およびその贈り物の規定［刀学林の家の蔵本、歴3：62］	入安居・出安居・新年の行列に持つもの・行列での役割(写本A)	入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番(ナークワー、ナーサーイ、第一大臣に次いで)(写本A)	ホームンのクン(貴族)の称号と必要なトン・ドーク(花の木)(写本A)	サナーム・ノークへの出席［ナーペン・マイの蔵本、歴3:59-60］	18世紀前半に清朝から与えられた土司職［『普洱府志』巻3・建置・歴代紀事］	18世紀前半に清朝から与えられた土司職［『普洱府志』巻18・土司］	18世紀前半に清朝から与えられた土司職(ムンツェンフン年代記)
ツァー？(勐腊が二つある)	(ムンワンと共に)４つの角のついた中国風の？小さな赤い旗(ティー)をひと組	2	クン・ツァー、トン・ドーク１パン、金の代わりの銀の重さは１ホーンラーン	勐拉	土千総	土把総	ムンラー(拉)
セン(往)	(ムンラー(拉)と共に)４つの角のついた中国風の？小さな赤い旗(ティー)をひと組		(クン・パウェーニー)	勐往		土便委	
ツァー	クンを１つとチャットを１つ、ナーガの頭のついた旗(ティー)をひと組、４つの角のついた中国風の？小さな赤い旗(ティー)をひと組	3	クン・ツァー、トン・ドーク1パン	勐遮	土守備	土千総	ムンツェー
ツァー	虎の頭のついた旗(ティー)をひと組、(クジャクの)尾羽の舞、ツァオ・ムンラー：踊るための孔雀の尾羽を持って、ツァオペンディンがホーから象か輿に移る時に足の土埃をはたき落とす	1	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン	勐腊	土千総	土把総	
セン(往)						土便委	
	(ロントゥーと共に)太陽の絵のついた旗(ティー)をひと組	4（ロントゥーと共に）	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン	整董	土把総	土把総	
					土千総	土把総	
	(イグーと共に)プーントンの太鼓、チョムの太鼓。チャイの太鼓を叩く	11					
ツァー	鳳凰の絵のついた旗(ティー)をひと組	5	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン	勐篭	土千総	土把総	
	(ナーイ・パトゥー：ツェンツン、ムンガーット、ムンウェンとともに)輿をかつぐ	10	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン			土便委	
セン	(ナーイ・パトゥー：ムンハーイ、ムンガーット、ムンウェンとともに)輿をかつぐ		(クン・パウェーニー)			土便委	
セン	(ナーイ・パトゥー：ムンハーイ、ツェンツン、ムンウェンとともに)輿をかつぐ		(クン・パウェーニー)		土千総	土把総	ムンガート
	(ウータイと共に)は、虎の頭のついた旗(ティー)をひと組	8	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン		土把総	土把総	
	(ウーヌーと共に)は、虎の頭のついた旗(ティー)をひと組		(クン・パウェーニー)			土把総	
ツァー		6	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン			土便委	
ツァー	クンを１つ、月の絵のついた旗(ティー)をひと組、コン村：長い篠のコンセー(篠で作った長い鞭状のもの)を担ぐ	9	セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン			土便委	
	獅子の絵のついた旗(ティー)をひと組、ヤーン村：(ムンヤーンのムーオー村と共に)角笛を吹く、クワーン村：クジャクの尾羽を担ぐ				宣慰使	宣慰使	
ツァー	ファー村：３段重ねの赤い布で作ったチャット、４つの角のついた中国風の？小さな赤い旗(ティー)をひと組、ムンハムのトゥー村とトン村(ムンヌーンのオー村と共に)鉄砲と黒い袋を担ぐ		セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン		勐罕	土把総	
		13			土守備	土千総	ムンヒン
セン			(クン・パウェーニー)		土把総	土把総	
セン		7				土便委	
ツァー			セン、トン・ドーク１キン、金の代わりの銀の重さは５テーラーン			土便委	
セン				勐醒			
	(ナーイ・パトゥー：ムンハーイ、ツェンツン、ムンガーットとともに)輿をかつぐ						
	ムーオー村：(ツェンフンのヤーン村と共に)角笛を吹く						
	(ムンツェントンと共に)太陽の絵のついた旗(ティー)をひと組	4(ムンツェントンと共に)				土便委	
	(ボーラーと共に)プーントンの太鼓、チョムの太鼓、チャイの太鼓を叩く	12			土把総	土把総	
セン	中国風の？小さな赤い旗(ティー)をひと組、オー村(ムンハムのトゥー村とトン村と共に)：鉄砲と黒い袋を担ぐ	14	(クン・パウェーニー)			土便委	
	弩(カーンkaang)を担ぐ		(クン・パウェーニー)			土便委	

表-2　ムンツェンフェンから諸ムンに与えられる称号

写本A		写本B		『調査報告』	
1（ツァー）	ムンラー（拉） ムンツェー	1（ツァー）	ムンラー（拉） ムンツェー ムンロン ムンラー ムンプン ムンツェントン ムンフン ムンマーン ムンハム	1（ツァー）	ムンラー（拉） ムンツェー ムンロン ムンラー ムンプン ムンフン ムンマーン ムンハム
2（セン）	ムンロン ムンラー ムンプン ムンツェントン ムンフン ムンマーン ムンウーヌー ムンハム ムンハーイ	2（セン）	ムンハーイ		
3（称号を与えられた場合、クン・パウェニー）	ムンツェンツン ムンガート ムンハーン ムンワン ムンヌーン ムンバーンBaang ムンウータイ		ムンツェンツン ムンガート ムンハーン ムンワン ムンヌーン ムンバーンBaang	2（セン）	ムンツェンツン ムンガート ムンハーン ムンワン ムンヌーン ムンバーンBaang
4	それ以外のムン		ムンツェンロー ムンバーンBaan		ムンツェンロー ムンバーンBaan

（表-2）。

写本Bでセンを与えられることになっているのは、ムンツェンツン、ムンガート、ムンハーン、ムンワン、ムンツェンロー、ムンバーンBaang、ムンバーンBaan、ムンハーイ、ムンヌーンである。これらは、写本Aで、称号が書かれていないがクン・パウェニーになりうるとして名前が挙げられているものとほぼ重なる。例外は、写本Aでもセンを与えられることになっているムンハーイと写本Aでは名前が挙がっていないムンツェンロー、ムンバーンBaanである。写本Aでは名が挙げられているのに写本Bでは全く言及がないのは、ムンウーヌーとムンウータイ[47]である（表-2）。

(3)『調査報告』中の事例

『調査報告』にも類似の記事がある。ヌー・サナーム（ムンツェンフンの議会）が入安居・出安居に各ムンに委任するツァー、セン級の頭人およびその贈り物の規定［刀学林[48]の家の蔵本、歴3：62］である。

それによると、ツァーの称号を受けるのは、ムンツェー、ムンフン、ムンマーン、ムンラー、ムンロン、ムンハム、ムンプン、ムンラー（拉）である[49]。写本Bとほぼ同じであるが、ムンツェントンがないことのみは異なる（表-2）。

センの方は、ムンツェンツン、ムンガート、ムンハーン、ムンワン、ムンツェンロー、ムンバーンBaang、ムンバーンBaan、ムンヌーンである。こちらも写本Bとほぼ同じであるが、ムンハーイの名前はない（表-2）。

以下、写本A・写本B・『調査報告』のすべての事例で上位の称号があたえられていたムンについて検討していきたい。5ではまず､三事例すべてでツァーが与えられるとされるムンラー（拉）とムンツェーの二つのムンについて見ていくことにする。

5．ムンラー（拉）とムンツェーの位置づけ

(1) 対にして認識されるムンラー（拉）とムンツェー

ムンラー（拉）は、現在は思茅市という行政区画内にあり、メコン河との関係で言えば東岸、シプソンパンナー地域の中では北部にあった。一方ムンツェーは、シプソンパンナー地域の中では西部にある（図-2）。

ムンラー（拉）は、王の即位儀礼の水かけの順番もムンの中で最初である[50]。しかし、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番は、ムンラーに次いで二番目である。ムンツェーは、王の即位儀礼の水かけの順番はムンラー（拉）の次の二番目であり、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番もムンラー（拉）の次の三番目である。ムンラー（拉）とムンツェーは、サナーム・ノークに出席する八つのムンにも含まれている［歴3：59-60］。『調査報告』には、この二つのムンを対にした言葉についての記述がある［歴4：90］。すなわち、ムンラー（拉）[51]をパンナー・ホン[52]フワー（右パンナー）またはシームーンハイ・ムンラー（四万の畑[53]のムンラー）とし、それと対になるものとして、ムンツェーをパンナー・ホンサーイ（左パンナー）[54]またはシームーンナー・ムンツェー（四万の田のムンラー）とするという記述である。

これによれば、ムンラー（拉）とムンツェーは、シプソンパンナーの右と左それぞれに位置する重要ムンという位置づけになる。「四万の畑」・「四万の田」という対になる表現からは、その広さや農業生産面での豊かさで両ムンが並び立つものと位置づけられていたことがわかる[55]。

(2) 歴史上のムンラー（拉）とムンツェー

歴史的に見た場合、この二つのムンはどのような状況にあっただろうか。

ムンツェンフンの年代記の中にムンツェーの名がはっきりと言及される最も古い記事は、15世紀のスーロンファーの時代のものである（2参照）[56]。スーロンファーが政権を掌握する際にはシプソンパンナー地域の西の有力勢力ムンレム（図-1参照）からの援軍があり、統一後、戦功があったムンレム王の弟のカンランファーには別の場所が封地として与えられたが、彼はムンレムに近いからという理由でムンツェーに移ったという。その後、ムンツェーには、戦争で敗北したムンフンの民が移された[57]。ムンツェーは、その支配者の家系からムンツェンフンの王の第二夫人を出してムンツェンフンと姻戚関係を結ぶ一方、ムンガート、ムンハーンといった近隣のムンに一族を送り込んで統治させるなど、ムンツェンフンからはかなり独立した立場にあったといえる［加藤2000：41-42］。

一方、ムンラー（拉）は、15世紀に関する記述には現れない。ムンラー（拉）の名は、16世紀後半にタウングー朝への貢納単位としてムンワンとともに1パンナーを構成するものとして現れてくるが、その他には特に言及がない。

次に注目すべき時代は、18世紀の20年代終わり以降である（2参照）。ムンツェーもムンラー

（拉）も、この時の改土帰流に対する反乱に与しなかったとして、清朝から土司職を与えられている。ムンツェーは「橄欖壩の乱」後に土守備[58]、ムンラー（拉）は「普思（普洱・思茅）の乱」にあたって土千総の職が与えられた[59]［『普洱府志』巻三、長谷川1982：133-134］。別の部分では、ムンツェーは土千総、ムンラー（拉）は土把総とされている［『普洱府志』巻七、長谷川1982：134］］。土把総は、ムンツェンフン以外のムンに与えられた職位としては最高位であり、土千総はそれに次ぐ。

ムンツェンフン年代記にも、同じころ、ラーオ・ホーカーオ（白頭ラーオ）の勢力が中国と戦い、ラーオ・ホーカーオ側につかなかったムンに中国から土司の職が与えられたと書かれているが、その中にムンツェーとムンラー（拉）の名もある[60]。細かい部分で相違はあるが、これも同じ事件について言及したものと言ってよいだろう。ムンツェンフン年代記では、さらにムンツェーには年金が与えられ[61]、非タイ族の住む山地であるシプソンクウェン（12の圏）のうち6クウェン（6の圏）の管理も任されたとされる［李佛一（編訳）：49-53；雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：253-254，436；Kato 1997］[62]。そして、「多くの耕地があるのでサームムーンハイ（三万の畑）と呼び、それをムンラー（拉）に管理させた、シームーンナー・ムンツェー（四万の田のムンツェー）のほうもそうだった、その時以来このような言い方をするようになった」とも書かれている。「このような言い方」とは「サームムーンハイ・ムンラー、シームンナー・ムンツェー」を指すと考えられる。『調査報告』にあるものと同義の言葉である[63]。また、この時期、ムンツェーの支配者は、1729年にムンツェンフンの王位を継いだ幼王の代行を1734年まで務めた［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：150］。数年ではあるが、実際にシプソンパンナーの統治をおこなったのである。

ムンツェーの支配者によるシプソンパンナーの統治代行は、18世紀後半にもおこなわれた。1766年ごろにシプソンパンナーに進入したビルマのコンバウン朝の軍が中国の軍に退けられた後、ビルマに従っていたムンツェンフンの王が中国により退位させられたため、ムンツェーの支配者に宣慰使の仕事が任せられたのである。

1908年にムンハーイの支配者の継承争いが起こると、ムンツェーはムンツェンフンとは別々の勢力に味方をし、ムンツェーとムンツェンフンとの間に戦争が起こった（2参照）。この時期には、ムンツェーは、ムンツェンフンの対抗勢力としての力を持っていたことがわかる。

以上から言えるのは、15世紀半ばに、ムンツェンフンからは独立的な存在として力を持ったムンツェーが、18世紀前半に中国清朝勢力がシプソンパンナーのメコン河東岸に力を伸ばしてきた折に、さらに有力なムンとしての立場を明確にしたということである。

一方ムンラー（拉）は、ムンツェンフン年代記中では、17世紀までは有力ムンでも重要ムンでもない。にも関わらず、後にムンラー（拉）が重視されるに至るのは、18世紀前半に清朝がムンラー（拉）に土司職を与えたのがその始まりではないかと考えられる。その時に清朝から与えられた職位を見ると、ムンラー（拉）はムンツェーより一段上の職位を与えられている[64]。それに対応するかのように、王の即位儀礼の水かけの順番も入安

居・出安居・新年の行列に並ぶ順番もムンラー（拉）がムンツェーに先んじている。この点ではムンツェンフンは、清朝からの位置づけに連動して、シプソンパンナー内のムンの位置づけをしていると言えるのではないか。

６．15世紀前半までに年代記に現れるムン：ムンロン、ムンプン、ムンフン

以下、ムンラー（拉）とムンツェー以外のムンで、4 で取り上げた写本A・写本B・『調査報告』のすべての事例で上位の称号があたえられていたムンについて見ていく。具体的には、ムンラー、ムンロン、ムンプン、ムンフン、ムンハムである（表－２）[65]。

まずは、ムンツェンフンの影響域を一気に広めたと考えられるスーロンファーの時代、すなわち15世紀前半（２参照）までに、ムンツェンフン年代記の記述中にその名が現れるムンロン、ムンプン、ムンフンについて見ていく。

(1) ムンロン

ムンロンは、メコン西岸の、シプソンパンナー地域の中では南方にあり（図－２のh)、ミャンマーのシャン州にあるムンヨン[66]という有力ムンへ行く道が通っている［加藤1998］。水田総面積ではムンツェーについで第二位（グラフ－１）で、実数ではムンツェーの７割ほどである［加藤2000：75，267（表－２－２参照)］。村落総数でもムンツェーに次いでおり（グラフ－２）、同じくムンツェーの七割ほどである［加藤2000：76-77，268（表－２－４参照)］[67]。

ムンツェーとムンロンは、水田の種類や住む人々の種類という点でも似ている。シプソンパンナーの水田は、そこからの収穫が支配者層への米の上納と直接結びつかない「農民所属田」と、そこからの収穫そのものが、全部であれ一部であれ支配者である王族に納められる「王族所属田」とに分けて考えることができる［加藤2000：78］。また、シプソンパンナーの人々は、ムンの公民であるタイムンと王族の従属民である「クンフンツァオ[68]」に分けられ、一つの村落にタイムンと「クンフンツァオ」が同時に住むことはない［加藤2000：83-84］。このような水田と村落のカテゴリー別に見ていくと、ムンツェーとムンロンは、どちらも、「農民所属田」の方が「王族所属田」より多く、タイムン村落の方が「クンフンツァオ」村落より多いという特徴があった。これらのムンでは、戸や行政単位を対象に税が課され[69]、それは耕地と直接結びついたものではなかった。ムンツェンフンが土地を対象に課税する、すなわち王族所属田の収穫物を納めさせていたのとは、異なる徴税方式である［加藤2000：92-93，95，97］。

写本中の記述によると、ムンロンは、王の即位儀礼の水かけの順位は五番目[70]、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番は五番目である（表－１）。水田総面積、村落総数の多さからすれば、儀礼的な位置づけは相対的に低いと言えよう。ただ、サナーム・ノークに出席する八つのムンの一つではある［歴３：59-60］（表－１）。

歴史的に見ると、15世紀前半にスーロンファーが王位についたあと（２参照）に息子を分封した地の一つとして、ムンロンの名が挙げられている［加藤2000：38］。16世紀後半の、タウングー朝への貢納単位としては、ムンツェンフン、ムン

ハム、ムンヌーンと共に一つのパンナーを構成していた［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：248，426］。18世紀前半には土千総あるいは土把総の職が与えられている［『普洱府志』］（表－1）。

(2) ムンプン

ムンプンは、シプソンパンナーの中では東南にあり、そこはラオス方面への出入り口にあたる地域になっている（図－2のz）。写本中の記述を見ると、ムンプンの、王の即位儀礼における水かけの順位は八番目[71]、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番は六番目である（表－1）。ムンプンはシプソンパンナーの全ムンの中では比較的大きなムンであるといえる[72]が、取り立てて重視されているわけではない。

ただ、水田の種類や住む人々の種類という点では、ムンツェーやムンロンと共通点がある。すなわちムンプンも、「農民所属田」の方が「王族所属田」より多く、タイムン村落の方が「クンフンツァオ」より多いという特徴を持ち、耕地ではなく戸や行政単位を対象に税が課されていた［加藤2000：92-93，97］。

歴史的に見ると、14世紀終わりにはすでにムンツェンフンの王子を分封する地としてムンツェンフン年代記中に名が現れている[73]［加藤2000：34-40］。16世紀後半の、タウングー朝への貢納単位としては、ムンマーン、ムンヨンと共に一つのパンナーを構成していた［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：248，426］。19世紀半ばには、当時のムンプンの支配者であったマハーツァイが、ムンツェンフンのスツァーワンナ王の政権を実質上支えるほどの力を持っていた［加藤2006］。このように歴史的に見ればムンプンは、ムンツェンフンおよびシプソンパンナーにとって、少なからぬ重要性をもったムンであったということができる。1729年には、清朝軍とともに戦ったという功績で土便委の職を清朝から与えられている［雲南省勐腊県志編纂委員会（編）1994：46；『普洱府志』］（表－1）が、この職位は先に見たムンツェー、ムンラー（拉）、ムンロンより低いものである。

(3) ムンフン

ムンフンは、メコン西岸の、ミャンマーのシャン州へのメインルート上にあり（図－2のk）、シプソンパンナー南の有力ムンであるチェントゥン（ケントゥン）へのアクセス上、重要な交通の拠点であった（図－1・2）［加藤1998］。水田総面積ではムンの中で第四位であるが、第三位の中心ムン、ムンツェンフンとほとんど差はない（グラフ－1）[74]。だが、村落総数ではかなり少なくなり、全体の第八位（グラフ－2）、実際の数はムンツェーやムンツェンフンの3割強である［加藤2000：77，268（表－2－4参照）］。村落ごとに人口が異なるので厳密には議論できないが、ムンフンはその広さ[75]に比べて人口が少ない地であったと言うことができよう。

一方でムンフンも、水田の種類や住む人々の種類という点では、「農民所属田」の方が「王族所属田」より多く、タイムン村落の方が「クンフンツァオ」より多く、戸や行政単位を対象に税が課されていた［加藤2000：92-93］。その点ではムンツェー・ムンロン・ムンプンと類似している。

ムンツェンフン年代記には、ムンツェンフンがまわりの盆地に空間に勢力を広げはじめた13世紀

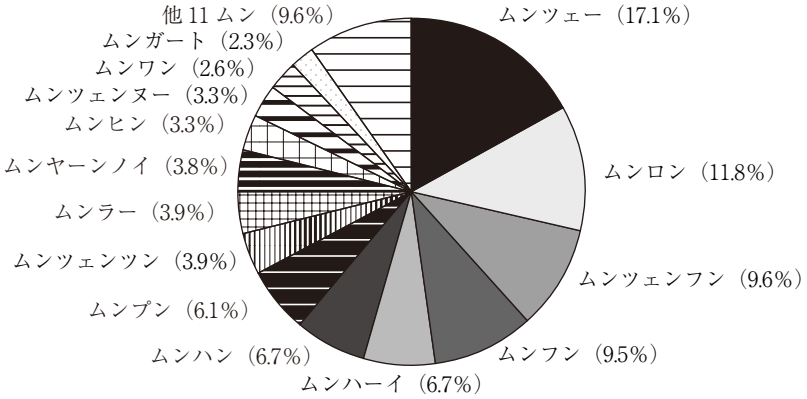

グラフ-1　水田総面積
シプソンパンナー全体に占める割合（%）

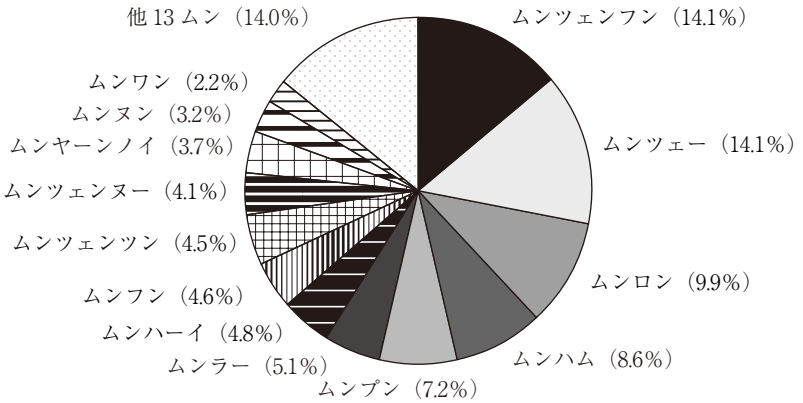

グラフ-2　村落総数
シプソンパンナー全体に占める割合（%）

にすでにムンツェンフンの王子が分封される先としてムンフンの名が挙げられており、その後も王子の分封先としてしばしば言及される。ムンフンは、ムンハーイなどと共に、シプソンパンナーのコアエリアを形成したムンであるといえる［加藤2000：30-31，34-40］[76]。

このように、初期の段階から重要な拠点であったムンフンであるが、写本中の記述では、ムンフンの王の即位儀礼における水かけの順位は九番目（表-１）[77]、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番も九番目であり（表-１）、儀礼的にはそれほど高い地位にあるとは言えない。18世紀前半には、前述のムンプンと同位の土便委の職を清朝から与えられている［『普洱府志』］（表-１）。

７．16世紀以降に年代記に現れるムン：ムンラー、ムンハム

次に写本A・写本B・『調査報告』のすべての事例で上位の称号があたえられていたムンのうち、

残りの二つのムンについて考えたい。

(1) ムンラー

ムンラーは、シプソンパンナーの東南の、現在のラオス国境に近い地域にある（図－２のy)。依拠する盆地の面積や耕地面積・村落数などにおいては、とりたてて大きいムンとは言えない[78]。しかし、写本中の記述を見ると、以下のように、かなり重要視されていたことわかる。

ムンラーは、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番が、ムンラー（拉）とムンツェーを押さえて一番目である（表－１）。また、行列のため王が輿に乗る時、ムンラーの支配者は孔雀の尾羽で王の足の土埃をはたき落とすという役割を担うことになっている。王の即位儀礼の水かけの順位は、パンナー・ムンラー（拉）・ムンワンおよびパンナー・ムンツェーに次いでパンナー・ムンラー・バーンBaanが三番目[79] である（表－１）。ムンラーは、サナーム・ノークに出席する八つのムンの一つでもある［歴３：59-60］（表－１）。

ムンツェンフンへの貢納品としては、パンナー・ムンツェーが金の冠、パンナー・ムンラー（拉）・ワンが金の衣と布を貢納するのに対し、パンナー・ムンラー・バーンは金の靴を納めると定められている（表－１）。身に着けるものを貢納するのは、ムンラー（拉）、ムンツェー、ムンラーがそれぞれ属するこの３つのパンナーだけである。また、写本中に挙げられる順番もパンナー・ムンツェー、パンナー・ムンラー（拉）・ワン、パンナー・ムンラー・バーンの順で、他のパンナーはその後に続く。それゆえ、厳密に序列を議論することはできないものの、この３つのパンナー、そしてそれらパンナーの主要な構成ムンであったムンツェー、ムンラー（拉）、ムンラーは、貢納に関しては、他のムンより格上とされていたと言えよう。

歴史的には、16世紀後半にタウングー朝への貢納品を集める際の単位として定められた12のパンナーのうちの一つとして、ムンラーとムンバーンBaanのパンナーの存在がツェンフン年代記中に挙げられている［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：248, 426］。が、それより前の記述にムンラーの名は見えない。1729年には清朝軍とともに戦ったという功績で、イグー、イーパンと共に土把総の職を、中国清朝から与えられている［雲南省勐腊県志編纂委員会（編）1994：46］。その職位はムンラー（拉）と同等である。

このようにムンラーは、ムンラー（拉）と同じく、18世紀前半に清朝勢力との関係の中で、そのシプソンパンナー内の地位を上昇させていった可能性がある。また、ラオス方面との主要な交通路上にある交通の要衝でもあったこと［加藤1998］、その南に重要な塩の産地があって乾季には目的でシプソンパンナー各地から塩を買いに来る人々が集まったこと［加藤1998］も、ムンラーの位置づけの高さと関係があるかもしれない。

(2) ムンハム

ムンハムは、メコン河本流沿いの東側に開けた盆地に依拠している（図－２のｂ）。その対岸から少し北へいった地点には、中心ムンであるムンツェンフンがやはりメコン河本流に接してある（図－２のａ）。水田総面積は第六位であり（グラフ－１）、メコン河西岸の５つの大ムンには劣るが、前述のムンラーやムンプンといったメコ

ン東岸のムンよりもその数値は大きい。実数ではムンツェーの40パーセントほどである［加藤2000：75，267（表－2－2参照）］。村落数でも第4位であり（グラフ－2）、ムンラーやムンプンよりも村落数は多い［加藤2000：77，268（表－2－4参照）］[80]。

さて、写本中の記述では、ムンフンの王の即位儀礼における水かけの順位は10番目（表－1）[81]、入安居・出安居・新年の行列に並ぶムンとしては名前が挙げられていない（表－1）。これらの面では、ムンハムは、前述のムンフンよりもさらに位置づけは低いと言える。

ムンハムは、ツェンフン年代記には、16世紀後半のタウングー朝への貢納単位として、ムンツェンフン・ムンヌーン・ムンロンと共に一つのパンナーを構成していたと書かれている［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：248，426］ので、遅くともこの時期にムンとして存在していたことはわかる。またムンハムは、1720年代終わりに中国清朝勢力に対する「橄欖壩の乱」が起こった地であり、清朝からは土把総の職を与えられている。だが、決して、前述の他のムンより古い歴史を持っているわけではなかった。

しかし注目すべきことに、ムンハムはサナーム・ノークへ出席するムンの一つとされている［歴3：59-60］（表－1）。これは何を意味するのだろうか。

『調査報告』中の記述によると、ムンハムは、パンナー・カーンツァイ（中心パンナー）と呼ばれる王の直轄地であり、ムンの管轄大臣（ポーラーム・ムン）は筆頭大臣トゥロン・ハオ[82]であった［歴8：1］。また、ムンハムの水田のうち二十パーセントあまりを占める王族所属田は、そのすべてがムンツェンフンの大臣の職に所属する田（ポーラーム田）だということである［加藤2000：80-82，92，95，99］。これらのことから、ムンハムは、ムンツェンフンの王族の植民地的なムンとして、政治上は重要であったということができる。サナーム・ノークへの出席は、そのことを表しているのではないだろうか。とはいえ、ムンツェンフンとともにシプソンパンナーを構成する、ある意味でムンツェンフンとは別の勢力と言える有力ムンではなかったため、儀礼的に重視する必要がなかったと考えれば辻褄は合う。

8．おわりに

まず、5・6・7で検討したことをまとめてみよう。

5で取り上げたムンツェーと6で取り上げたムンロン、ムンプン、ムンフンは、①15世紀前半までに年代記に名が現れるという点で共通している。そしてまた、②「農民所属田」の方が「王族所属田」より多く、タイムン村落の方が「クンフンツァオ」より多いという特徴を持ち、耕地ではなく戸や行政単位を対象に税が課されていた、すなわちムンツェンフンとは正反対とも言える特徴を持っていたことでも共通していた。それはおそらく、自律性およびムンツェンフンからの独立性が比較的高いことを意味するだろう。そして、ムンロン、ムンプン、ムンフンに関しては、③比較的規模の大きいムンであるにも関わらず、儀礼的地位はそれに見合ったものよりは低かったという点でも共通点が見られるのである。

これら3ムンの中での儀礼的序列はムンロン、ムンプン、ムンフンの順である。これらムンに与

えられた土司職はムンロンのものがムンプン・ムンフンよりも高位である[83]という点で、土司制度の秩序にも従った格付けであると言える。しかしムンツェーを含めて考えると、ムンツェー・ムンロンの間には逆転現象が見られる。すなわち、土司職はムンロンの方が高位なのに、称号も儀礼的序列もムンツェーの方が上なのである[84]。

一方、5で取り上げたムンラー（拉）と7で取り上げたムンラー、ムンハムは、16世紀後半にビルマへの貢納単位を構成するムンとして名が現れるのが、年代記中に言及される最初である。つまり相対的に新しいムンである[85]。そして、それらのムンが注目されるのは、18世紀前半に清朝から土司職を与えられてからである。この時3ムンとも、シプソンパンナーの諸ムンに授けられた職の中ではムンツェンフンの宣慰使に次ぐ高位の職である土把総を与えられている。ムンラーに関しては、ムンの規模の小ささに比して儀礼的地位が不釣り合いに高く、6の3つのムンとは正反対であった。ムンハムについては、ムンツェンフンの主要な植民地的なムンであり、政治参加が求められていた。

このように見てくると、ムンツェンフンが高位の称号を与えたムンは、大きく二つに分けて考えられる。一つは①15世紀前半までに現れる、相対的に古くて自律性の高いムンで、規模のわりには儀礼的地位が低いことが多いグループ、もう一つは②16世紀後半にパンナーの構成ムンとして現れるが18世紀前半に清朝から土司職を与えられるまではほとんど注目されなかった、相対的に新しく、土把総という高位の職についているムンであり、規模に比して地位が高いことが多いグループである。

さらに写本A・Bの両方でこれらムン同様の高い称号を与えられているムンツェントゥン、写本Aでのみであるが6・7で分析した5ムンと同じ称号が与えられているムンウーヌーも検討の対象に加えてみよう。

ムンツェントンは、水田総面積は小さく、全ムン内の第19位である［加藤2000：267（表－2－2参照）］。村落総数は12か村である［加藤2000：76，268（表－2－4参照）］。6・7で見たムンに比べ規模はずっと小さいにも関わらず、写本中の記述を見ると、ムンツェントンの、王の即位儀礼における水かけの順位は四番目（イーパンおよびボーラーと共に一つのパンナーを形成）、入安居・出安居・新年の行列に並ぶ順番も四番目である（表－1）。これは、ムンツェー、ムンラー（拉）、ムンラーに次ぐ順位であり、ムンラーの場合と同様、ムンの規模から考えると不自然なほど高い地位をあたえられている。そして18世紀前半には、「普思の乱」鎮圧に際して土把総の職が与えられている［雲南省勐腊県志編纂委員会（編）1994：46］（表－1参照）。このように見てくると、ムンツェントンは上記②の条件にまさに合致する。

ムンウーヌーは、15世紀にスーロンファーもサームポールータイも、それぞれの息子を分封した地としてムンツェンフン年代記に現れてくる［加藤2000：38-42］。ムンウーヌーはまた、パンナー・ファークという王の統治力が比較的弱い地域のムンのグループの中に入っていた（注47参照）。すなわちムンツェンフンからの独立性が高いということである。ムンの規模は不明である[86]が、王の即位儀礼における水かけの順位は七番目（ウータイと共に一つのパンナーを形成）、入安

居・出安居・新年の行列に並ぶ順番は八番目であり（表－１）、それほど上位ではない。「橄榄壩の乱」に際して土把総の職が与えられている［雲南省勐腊県志編纂委員会（編）1994：46］。これらから考えると、ムンウーヌーは上記①のグループに入ると言える。

さて、今度は、ムンツェンフンによる各ムンの格付けに、清朝から各ムンへの土司職の授与がどのように影響しているかについて考察してみよう。本稿で考察した、ムンツェンフンから上位の称号を与えられたすべてのムンは、18世紀前半に清朝から土司職を与えられている。一見すると、清朝によるムンの位置づけに従ってムンツェンフンがそれらのムンに称号を与えたように見える。だが、逆に見ると、清朝から高位の土司職を与えられたすべてのムンが、ムンツェンフンにより高位の称号を与えられているわけではないことがわかる。たとえ土把総という高位の職に付いていても、イーパンとイグーはツァーやセンの称号を与えられないし、ムンガート、ムンバーン Baang、ムンウータイは、本稿で考察してきたムンのような高位の称号は得られなかったのである（表－１・２）。

では、上記の①・②のグループ別にもう一度考えてみよう。

上記②のグループのムンは、すべて土把総の職を与えられている。つまり②のグループのムンは、一般に規模も小さく歴史も新しいのに、ムンツェンフンからの高位の称号と清朝からの高位の職を併せもつのである。その理由としては、a）もとは有力でなかったムンの中で土把総という高位の職を与えられて以降に力を増したものがあり、それをムンツェンフンが認めて上位の称号を与えた、あるいは、b）ムンツェンフンが意図的に、それまで有力でなかったムンに高位の称号を与えることによってその地位上昇を図ろうとしたが、その場合には他ムンとの関係上、清朝からの高位の土司職を持っているものにしか上位の称号を与えられなかった、などが考えられる。

一方、①のグループには、土把総という高位の職を与えられたムンもあるが、そうでないムンもある。だが、一般に規模が大きく歴史も古く、土司職抜きに考えても有力ムンたりうる。そして独立的・自律的傾向が強いがゆえに、ムンツェンフンとっては牽制の対象となる。これが、①のグループのムンの儀礼的位置づけが規模に比して低い理由と言えないだろうか。

このようにムンツェンフンによる称号授与や儀礼的格付けを検討することによって、ムンツェンフンとその他の有力ムンとの潜在的対立を見てとることができる。そして双方にとって、18世紀前半の清朝による諸ムンへの土司職の授与は、それまでの力関係が変わる大きな事件であった。ムンツェンフン以外の有力ムンにとって、与えられた称号は、自らの地位を保証し、さらに力の伸長をはかる道具となった[87]。と同時に、より上位の称号を持つムンツェンフンの地位を脅かすことを難しくしたとも考えられる。ムンツェンフンにとっては、自ら以外に土司職を持つものがシプソンパンナー内に多数現れたのは力の相対的低下・分散を意味したが、一方で、おそらくムンツェンフンに対してより協力的な、あるいはその植民地的な新興ムンを支持することによって、古くからある独立的な有力ムンの力を相対的に低めることができたのである。

このようなムン間の政治的な駆け引きは、シプ

ソンパンナーが東南アジア的前近代国家でありながら、中国の間接支配も受けるという地理的位置にあることで初めて起こりうるものである。この点をふまえながら、中国の間接支配を受けなかった他のタイ族前近代国家や、シプソンパンナーと同様に土司職を与えられた近隣のタイ族・非タイ族国家を、比較の視点で見ていくことで、東南アジア世界と東アジア世界とが重なる地域の歴史的特徴を描きだしていくことができるかもしれない。

注

1）シプソンパンナーのタイ族は、タイ・ルーと呼ばれることもあり、その原語は南西タイ諸語の中の一方言と位置付けられる。

2）タイ国語では、ムアン เมือง という語に相当する。シプソンパンナーでは、ムン moeng という発音に近くなる。

3）この地のタイ語でツァオペンディンと呼ばれる、シプソンパンナー全体を統べる立場にある支配者のことを、本稿では便宜上、王という言葉で呼ぶことにする。

4）本稿中の「タイ語」という言葉は、中国語など別系統の言語との対比での、広い意味でのタイ Tai 語を意味するものであり、特にタイ Thai 国語を指すものではない。

5）後述するように、どの年代のことを記述した史料であるかは、正確にはわからない。

6）馬場は、大林太良や Eberhard の議論を引きながら、シプソンパンナーの王の権力が明朝の土司制度に組み込まれていた時代に強化されたと述べ、王が宣慰使の職を与えられることをその地方の支配者になることと意識して「小君主」に転化し他のムンを支配するようになった可能性を示唆している。

7）長谷川は、18世紀前半に清朝がシプソンパンナーの各ムンに与えた土司職のうち、多くの場合は土便委が土把総による管轄を受けていることを指摘し、その管轄・被管轄という相互関係が、シプソンパンナーにおける固有の統治単位であるパンナー領域に序列を与えることによって生じる政治力学的相互作用を巧みに利用しつつ、シプソンパンナー内部に対してより実質的な掌握を貫徹しようとする清朝の行政的意図のもとに仕組まれたものであったとしている。

8）中国王朝から非漢族の地方支配者に与えられる職を指す。

9）ムンツェンフンの年代記については、『盆地世界の国家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』［加藤 2000］の57-58ページの第一章注11参照。

10）シプソンパンナーの西方の有力ムンである。図-1参照。

11）これが「シプソン（12の意味）パンナー」の名の由来であると考えられる。

12）それまで中国から職名を与えられて支配を認められてきた土着の支配者（土司）を廃して、中国の内地からの官僚を統治官として統治させることを言う。

13）ムンツェンフンの王にはすでに宣慰使の職が与えられていたが、他のムンの支配者に与えられるのはこの時が初めてであった。

14）この1950年代の実地調査の結果は、《中国少数民族社会歴史調査資料叢刊》の一部として、1980年代に12冊が順次公刊された［《民族問題五種叢書》雲南省編輯委員会（編）1983a-e, 1984a-b；雲南省編輯組（編）1985a-b, 1987, 1988］。本稿では、それらをまとめて『調査報告』と呼ぶことにする。

15）それらの先行研究について、筆者は以前概観したことがある［加藤 2000：13-15］。

16）タム tham（タイ国文字では ธรรม ）文字はもともとは仏典を記すために使われた文字であり、シプソンパンナーを含む、東南アジア北部一帯のタイ族に広まっていた。

17）ルチャヤー氏は、当時チェンマイ大学の中央図書館長であり、学術的な目的で中国雲南省昆明の研究機関・研究者を訪問した際にコピーを入手したとのことである。この場を借りて、ルチャヤー氏に心からの感謝の意を表したい。

18）本稿は、平成21-22年度科学研究費補助金（基盤研究(c)）「タイ語写本によるシプソンパンナー史の再検討」（研究代表者・加藤久美子）の成果である。このプロジェクトでは、写本史料のタイ国文字への翻字と日本語への翻訳・読解、現地に出張してのタイ族知識人・研究者への聞き取りによる不明な点の確認をおこなったが、そのすべてにわたって、研究協力者イサラー・ヤーナターン อิสรา ญาณตาล 氏の協力を得た。記して感謝したい。

19）シプソンパンナーの最後の王であった人物で、文化大革命終了後は昆明にある雲南省民族研究所に所属

して研究活動をおこなっていた。

20）西双版納州政治協商会議の岩罕氏からの情報による。

21）タイ国文字で表すと **เจ้าภยาญาณวง** である。以下、参考までに、可能な場合はタム文字をタイ国文字に翻字したものを付すことにする。

22）ノントゥム **หนองตุม** 村もカーンツェン **กลางเชียง** 村も、ムンツェンフンの王都ウェン・パーハーン **เวียงผาคราง** 内にあった王族・貴族の住む村だった。写本を筆写した人物も、王族・貴族であると考えられる。なお、カーンツェンとは、城市の真ん中という意味である。）

23）トンドーク **ต้นดอก** は、直訳すると「花の木」である。小型の木の模型に金箔か銀箔を施して、枝先に金・銀の花・葉をつけたものだと考えられる。

24）その他、ムンツェンフンから他のムンや村落への命令、国の守護霊の儀礼をする前の各ムンへの通知などの、手紙の書式・手紙の書き方（ことばの使い方）なども記されている。

25）ホームンは、タイ国語のホア・ムアン **หัวเมือง** である。ムンとほぼ同義と考えてよい。

26）タイ語ではナーマサック **นามสัก** である。

27）注14参照。

28）本来は、ムンの位置づけに関する各史料中の記述がそれぞれどのような立場から書かれているかなどを確認してから互いに比較するのが理想的であるが、今回使用する史料についてはそこまでの議論を展開できるだけの情報はない。また、タイ語写本は、筆者が自分の興味のある記述をあちこちから集めて書き写すという作られ方をする場合も多く、その場合は写本全体の性格を見出しにくい。よって、本稿においては、ムンの位置づけに関する情報を個別に抜き出して、まず比較検討をおこなってみる。その結果現れる「ずれ」から、逆に各史料の性格を議論することも可能であろう。

29）それらに加えて、『普洱府志』という漢籍史料中の、清朝がシプソンパンナー内のムンに与えた土司職についても表−1で示した。

30）王の即位儀礼の際の任命は、きまりはなく、王の意向次第であると写本Aには書かれている。その部分の史料を日本語訳すると、「サナーム **สนาม**（議会、注38参照）の貴族や3ポン4ロン **สามผ้งสี่โลง**（ロントン **ลวงทุ่ง**、ロンサーイ **ลวงซาย**、ロンホン **ลวงของ**、ロンフイ **ลวงห้วย**）、シプソンパンナーの村や国の役人（ナーバーン・ホームン **หน้าบ้านหัวเมือง**）に（役職を？）与える。新しい役職でも、より上の役職を加えて任命しても、何人を任命するかのきまりはなくて、王の意向次第である。ムンによってはツァオトンプラ **เจ้าตนพระ** に任命され、ムンによってはパヤーセンロン **ภยาแสนหลวง** に任命され、ムンによってはパヤーロン **ภยาหลวง**、パヤーノイ **ภยาน้อย**、ツァーツァ、セン **แสน** に任命される。適したものに任命されるのである。」となる。

31）写本の内容によれば、即位儀礼は以下のように進められる。①新王はホードゥー **หอเดื่อ** という建物に入り、決められた順で水かけがおこなわれる。②新王が籠にのってホーチャイ **หอชัย** という建物に到着すると、僧侶が新王の腕をとってホーチャイに上げ、僧侶は読経する。③新王が籠にのって、プラトゥー・チャイ **ประตูชัย**（戦勝門）を入ってホー **หอ**（宮殿？）に入ると、「中国人」が右側の腕をとり「ビルマ人」が左側の腕をとり、新王を玉座に座らせる。④新王が大臣や役人に位階・欽賜名を与える。

32）サーオ **สาว** は若い女性、バーオ **บ่าว** 若い男性を意味し、ケオ **แก้ว** は宝石のような価値あるものを指す言葉である。

33）パンナー **ปันนา** が複数のムンで構成される場合、普通は、そのうちの一つが有力ムンで小ムンがそれに付属するという構成になっている。パンナーについて、長谷川清が詳しく検討している［長谷川1982］。

34）タイ暦の新年であり、現在の4月半ばごろにあたる。

35）写本には、王が温泉に行くときも行列をすると書かれている。

36）その他、写本Aには、パンナーごとに王に納める貢納品の種類と数が列記されているが、これも行列のために用意するもの・持つものと同様、序列を見出しにくい。

37）ナーペン・マイ **นาแพนใหม่** の蔵本からの訳と書かれている。ナーペン **นาแพน** とはツァオロン・ナーペン **เจ้าหลวงนาแพน** という大臣の一人を指すと考えられる。マイ **ใหม่** は「新しい」という意味だとすると、かつてツァオロン・ナーペンの職にあった人と区別して、そのように呼んでいるのかもしれない。

38）サナーム **สนาม** は、庭や広場を指す言葉であるが、国の議会を指すこともある。中国語訳は「議事庭」である。ヌー・サナーム **เหนือสนาม**（ヌーは上という意味）とも呼ばれる。

　議会には、シプソンパンナー全体のことを議論するサナーム・ノーク **สนามนอก**（ノークは外という意味）とサナーム・ナイ **สนามใน**（ナイは中という意味）がある。

39）そこに現れるムンの名は、ムンヒン**เมืองฮิง**、ムンラー**เมืองลา**（拉、注42参照）、ムンツェントン**เมืองเชียงทอง**、ムンツェー**เมืองแช่**、ムンワン**เมืองวัง**、ムンラー**เมืองลา**、ムンロン**เมืองลวง**、ムンハム**เมืองฮำ**の８ムンである（表−１）。

40）その部分の初めには、「ホームン**หัวเมือง**がトンドーク**ต้นดอก**を立てクンになる地位」という言葉で説明がしてある。ホームンについては、注25参照。クンは、タイ国語の**ขุน**にあたる語である。

41）ツァー**ซา**はその言葉自体にどのような意味があるか不明だが、セン**แสน**は十万という意味である。

42）このムンラー**เมืองลา**は、現在の行政区画では思茅市内にあり、中国から土司職を与えられる際は「六順」と呼ばれた。一方、片仮名表記をすると区別がつかないが、タイ文字で書くと声調が違う別の「ムンラー**เมืองล้า**」がラオス国境付近にある。それと区別するため、本稿では、『調査報告』で使われている音訳された漢字をもって、「ムンラー（拉）」と括弧書きをつけて表記することにする。

43）一般に、称号・欽賜名などを王から授与されるときは、かわりに金・銀などを決められた重さだけ納めなくてはならないことになっている。

44）片仮名表記ではどちらもムンバーンになってしまうが、Moeng Baang **เมืองบ่าง** と Moeng Baan **เมืองบ่าน** とは別のムンである。本稿では、「ムンバーン」と表記したあとにBaang か Baanをつけて、その区別をあらわす。

45）タイ国語であらわすと、**ปาเวนี**である。

46）タイ語では「ナーマサック**นามสัก**」と書かれているものを、ここでは「称号」と訳した。

47）ムンウーヌー**เมืองอูเหนือ**は「北のムンウー」、ムンウータイ**เมืองอูใต้**は「南のムンウー」という意味で、二つまとめてソーンウー**สองอู**（二つのウー）とも呼ばれることもある。ムンウーとのみ言った時は、ムンウーヌーを指す。

『調査報告』によると、ムンウーヌーとムンウータイはかつて、パンナー・ファーク**ปันนาฝาก**（預けたパンナー）と呼ばれる、王の統治力は比較的弱い地域のムンのグループの中に入っていた［歴４：90］。写本Bや『調査報告』の中には、称号を与えられるものとしてこの二つのムンの名は出ていないが、それはムンツェンフンの影響力が弱い地域であったことと関係しているかもしれない。あるいは、それらの記述が、ムンウーが公的にはフランス領となりシプソンパンナーの管轄から離れた（1895年）あとに書かれたからである可能性もある。

48）タイ族の支配者層に属していた人物と思われ、1953年に西双版納傣族自治区（西双版納傣族自治州の前身）が成立した時、自治区人民政府の副主席の一人であった［中共西双版納州委党史征集研究室編2000：36］。

49）ムンラー（勐腊）が二つ挙げられているため、一つはムンラー（勐拉）のことであると予測できる。

50）ムンワンと一緒に、一つのパンナーとしておこなうことになっている。

51）『傣族社会歴史調査（西双版納之四）』には、「勐腊」という字で書かれている［歴４：90］。通常この字は、もう一つのムンラー**เมืองล้า**を指すのに使われるが、それはこの部分の筆写が二つの違いを認識していなかったためなどに由来するものだと考えられる。

52）「槓」という字で中国語音訳されている［歴４：90］。シプソンパンナーのタイ語とほぼ同じタイ語方言（タイ・ヨーン**ไตยอง**語）のネイティブ・スピーカーであり、これまでタム文字資料のタイ国文字への翻字の経験もあるイサラー・ヤーナターン氏によると、原語はメコン河をさす「ホン」ではないかということであった。

53）「ハイ」はタイ国語の**ไร่**、すなわち畑を指す。『傣族社会歴史調査（西双版納之四）』では、「ハイ」を「山地」と訳してある［歴４：90］。

54）この場合の左右は、メコン河下流側から見た場合の右と左ということになる。

55）ムンツェーは、シプソンパンナーのムンの中で盆地規模が最も大きく［劉（他、編）1990：4，6−8；加藤2000：72、図参照］、『調査報告』のデータ（1950年代に調査がおこなわれたときの数値）によると水田総面積、村落総数でも第一位であり［加藤2000：75-77］、確かな経済力を持つ有力なムンであったと言える。ムンラー（拉）は西双版納傣族自治州外に位置するため、『調査報告』をはじめとして、西双版納を対象に書かれたものには詳しいデータは出ていない。

56）ムンツェーであると確定できないものの、その可能性がある地名は、13世紀以降のことを記述した部分に現れている。

57）サームポールータイ**สามพ่อลือไท**の即位後に各地に封建されていたスーロンファー**เสือลวงฟ้า**の息子たちが起こした一連の戦争（２参照）の中で、敗れたムンフンの民はムンツェンフンとムンツェーに移住させられた。

58）この時、普藤（ムンヒン）にも土守備、ムンガート

とムンロンには土千総、ムンバーンとムンウーとイグーには土把総の職が与えられた（表－１参照）。職位は、土守備、土千総（正六品）、土把総（正七品）の順に高くなると考えられ、その三つよりさらに上位に宣慰使の職があった［『普洱府志』巻三］。

59）この時、イーパンにも土千総、ツェントンには土把総の職が与えられた（表－１参照）［『普洱府志』巻三］。

60）その他、ムンヒンとムンガートにも土司職が与えられたという。

61）ムンガートにも年金が与えられた。

62）あとの６クウェンはムンレムに（６の圏）によって管理されるようになったという。

63）ムンラー（拉）については、ムンツェンフン年代記ではサームムーンハイ（三万の畑）、『調査報告』ではシームーンハイ（四万の畑）となっており、数字の違いはある。

64）『普洱府志』の同じ巻の記載で比較すると、ムンツェーの土守備よりムンラー（拉）の土千総が上位であり（巻３）、ムンツェーの土千総よりムンラー（拉）の土把総が上位である（巻18）。表－１参照。

65）ムンマーンについては、メコン河西岸とメコン河東岸とに一つずつ、まったく同じムンマーンという名のムンがある。写本や『調査報告』中に現れるムンマーンがどちらを指しているかはっきりと区別するのは難しく、今のところムンマーンについての議論ができない状態である。

　メコン河西岸のムンマーンは、ムンツェーよりさらに西にあって、シプソンパンナーの西の有力ムンであるムンレムとの交通路上の、シプソンパンナーからの出入り口にあたるムンであった。一方メコン河東岸のムンマーンは、ムンプンの南にあり、ラオスのムンシンとの交通路上の、やはりシプソンパンナーからの出入り口にあたるムンであった［加藤1998、2006］。

66）タイ国文字では**เมืองยอง**である。シプソンパンナー内の「ムンヨン**เมืองหย่วน**」とは母音も末子音も異なるが、片仮名表記では区別しがたい。

67）依拠する盆地の面積はムンツェーの二分の一ほどであるが、シプソンパンナーの諸ムンの中では第四位の盆地面積［加藤2000：69-70，266（表－２－１参照）］である。

68）「ツァオ（主）の家の人」という意味である。実際はさまざまな呼ばれ方をしている人々を一括して呼ぶために『調査報告』中で使われている言葉である。

69）この税はハオハーンと呼ばれていた［加藤2000：97］。

70）イーパン・ボーラーと共に一つのパンナーを形成し、その順番がパンナーの中で五番目である。

71）ムンヨンと共に一つのパンナーを形成し、その順番がパンナーの中で八番目である。

72）ムンプンの依拠する盆地はムンツェー・ツェンツン盆地の三分の一ほどで、諸ムンの中での大きさは第七位［加藤2000：70，266（表－２－１参照）］である。水田総面積でもムンツェーの約三分の一で第七位である（グラフ－１）［加藤2000：267（表－２－２参照）］。村落総数ではムンツェーの約半数、第五位である（グラフ－２）ものの［加藤2000：76，268（表－２－４参照）］、前述のムンラーには規模の点で劣っている。

73）14世紀終わりに即位したターオ・セーダーカムが、息子の一人をムンプンに分封した（２参照）。

74）実数ではムンツェーの55パーセントほどである［加藤2000：75，267（表－２－２参照）］。

75）ムンフンは、ムンツェー・ツェンツン盆地の約六十パーセントの広さを持つ、シプソンパンナー内では二番目に広い盆地に依拠しており、見かたによっては、ムンツェー・ツェンツン盆地とつながった盆地空間であるともいえる［加藤2000：69-70，72（図参照）、266（表－２－１参照）］。

76）16世紀後半の、タウングー朝への貢納単位としては、ムンパーンと共に一つのパンナーを構成していた［雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989：248，426］。

77）ムンパーンと共に一つのパンナーを形成し、その順番がパンナーの中で九番目である。

78）盆地面積は、数値が分かっている中で最も大きいムンツェー・ツェンツン盆地の四分の一ほどで全体の第十位、水田総面積でもムンツェーの四分の一弱で全体の第九位（グラフ－１）、村落総数ではムンツェーの三分の一強で全体の第六位である（グラフ－２）［加藤2000：266-268（表－２－１、２－２、２－４参照）］。

79）パンナー・ムンラー（拉）・ムンワンでは大ムンであるムンラー（拉）が主でムンワンが従であり、パンナー・ムンラー・バーンBaanでは大ムンであるムンラーが主でムンバーン Baanが従であると言える。なお、ムンツェーは単独でムンを形成していた。

80）ムンハムの依拠する盆地の面積は、シプソンパンナーの盆地の中で第三位で、その広さは第二位のムンフンとほとんど変わらない［加藤2000：69-70，72（図参照）、266（表－２－１参照）］。

81）ムンツェンフンと共に一つのパンナーを形成し、そ

の順番がパンナーの中で十番目である。

82）ホイダン・バーンオートとも呼ばれ、四大大臣の筆頭としてムンツェンフンの内政を担っていた。

83）ムンロンが土千総あるいは土把総なのに対し、ムンプン・ムンフンはより下位の土便委である。

84）『普洱府志』の同じ巻の記載で比較すると、ムンツェーの土守備よりムンロンの土千総が上位であり（巻３）、ムンツェーの土千総よりムンロンの土把総が上位である（巻18）。表－１参照。

85）ムンラー（拉）は不明であるが、ムンラー、ムンハム「王族所属田」の割合がムンツェンフンに次いで高いことが分かっている［加藤2000：81-82、グラフ－２－６参照］。すなわち、ムンツェンフンと制度的に似通っていると言える。

86）「土地改革」のための調査がおこなわれた時点ですでにフランス領になっていたので、調査の対象とならなかったためである。注47参照。

87）独立性の高いムンが18世紀前半の清朝に対する反乱に与しなかったことは、それを利用してツェンフンに対抗する意図があったのではないか、とのコメントをコメンテーターから頂いている。筆者も、その可能性はあると考える。

文献

＜史料＞

李佛一（編訳）1946『泐史』国立雲南大学西南文化研究室（1998、方国瑜主編『雲南史料叢刊』第五巻、雲南大学出版社、564-603ページ）。

《民族問題五種叢書》雲南省編輯委員会（編）1983a-e『傣族社会歴史調査（西双版納之一～五）』雲南民族出版社（略称：歴１－歴５）。

――1984a『西双版納傣族社会総合調査（二）』雲南民族出版社（略称：総２）。

――1984b『傣族社会歴史調査（西双版納之六）』雲南民族出版社（略称：歴６）。

雲南省編輯組（編）1985a-b『傣族社会歴史調査（西双版納之七～八）』雲南民族出版社（略称：歴７－歴８）。

――1987『傣族社会歴史調査（西双版納之十）』雲南民族出版社（略称：歴10）。

――1988『傣族社会歴史調査（西双版納之九）』雲南民族出版社（略称：歴９）。

雲南省少数民族古籍整理出版規劃弁公室（編）1989『車里宣慰使世系集解』雲南民族出版社。（中国語およびタイ・ルー語）（刀永明の注釈つき）

＜その他の参考文献＞

馬場雄司1984「Sip Song Panna の民族詩人賛哈について――雲南地方における文化複合の一形態として」『東南アジア――歴史と文化』13。

長谷川清1982「Sip Song Panna王国（車里）の政治支配組織とその統治領域――雲南傣族研究の一環として」『東南アジア――歴史と文化』11。

加藤久美子1991「シップソーンパンナー・タイ族における伝統的農民統治の地形的分類――「盆地国家」ツェンフン（景洪）王国の分析」『東南アジア――歴史と文化』20。

――― 1994「ムアン政治権力の水利組織への関与をめぐって――シップソーンパンナー、ムァンツェンフンの事例」『名古屋大学東洋史研究報告』18。

――― 1998「シプソンパンナーの交易路」、新谷忠彦編『黄金の四角地帯――シャン文化圏の歴史・言語・民族』慶友社。

――― 1999a「タイ族盆地政権連合国家、シプソンパンナーの統治のあり方に関する一考察―-20世紀半ばにおける「課税」方法の分析」『名古屋大学文学部研究論集（史学）』45。

――― 1999b「シプソンパンナーにおける山地居住民統治――シプソンクウェンについて」栗原洪英編『東南アジアにおける「共存」・「共生」の諸相』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。

――― 2000『盆地世界の国家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』京都大学学術出版会。

――― 2001「シプソンパンナー、ムン権力の交易への関わり――「御用商人」ナーイホイをめぐって」『名古屋大学東洋史研究報告』25。

――― 2006「19世紀半ばのシプソンパンナーとラタナコーシン朝――ムアンポンのマハーチャイの証言から」『年報　タイ研究』６。

――― 2007「シプソンパンナーにおける市とムン権力――ムン・ツェンフンの事例」『年報　タイ研究』7。
KATO Kumiko 1994 “Muang Polities in Sipsongpanna: A Comparison of the Categories of Land and People among the Muang”『名古屋大学文学部研究論集（史学)』40.
――― 1997 “Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century :focusing on 1720s and 1730s”『名古屋大学文学部研究論集（史学)』43.
――― 1998 “Control of Irrigation by Muang Political Power: The Case of Muang Chiang Hung (Mong Cheng Hung) of Sipsongpanna” *Tai Culture* Vol.3 No.2, pp.49–70 Berlin, December.
劉（他、編）1990『西双版納国土経済考察報告』雲南人民出版社。
雲南省勐腊県志編纂委員会（編）1994『勐腊県志』雲南人民出版社。
中共西双版納州委党史征集研究室編 2000『西双版納五十年　1950–2000.2』雲南民族出版社。